

総務文教常任委員会

R2.8.17(月)

午前10時00分～

全員協議会室

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告

総務部

- 亀岡市土砂災害応急復旧等支援事業制度について 他

教育部

- 小・中・義務教育学校の2学期に向けて
- GIGA スクール構想の進捗状況について
- 学校規模適正化の取組について

(2) 放置車両の処分に関する条例について

3 その他

(1) 次回の日程について

亀岡市土砂災害応急復旧等支援事業 制度の概要（案）

1 目的

豪雨等による土砂災害により被害を受けた土地等に対し、その復旧を支援することにより、市民が安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

2 災害の定義

豪雨

- ・激甚災害として指定された豪雨
- ・市内の降雨量 時間雨量 30mm 以上
24 時間雨量 100mm 以上
- ・その他、特に市長が認めた大雨

土砂災害

- ・急傾斜地の崩壊
- ・土石流
- ・地すべり
- ・傾斜地に生じた亀裂

3 対象となる土地の要件

- (1) 「豪雨等による土砂災害により被害を受けた急傾斜地を有する土地」又は「当該急傾斜地の下方に隣接する住宅用地」であること。

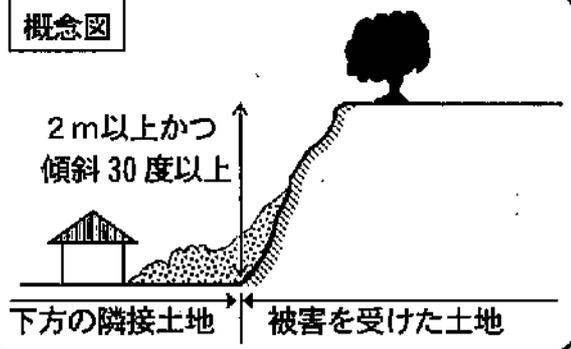
【急傾斜地の定義】

- ① 土地造成等による切土、盛土又は擁壁の設置等により人為的に生じた急傾斜地であること。
- ② 地盤面からの高さが2mを超え、傾斜度が30度以上の形状を有すること。

【住宅用地の定義】

住宅の用に供する土地として、現に住宅が建ち、住居として使用されている土地

概念図



- (2) 個人又は地縁団体若しくはそれに準ずる団体が所有する土地であること。
(3) 本市職員が被害状況を確認し、大規模な土砂災害であると認めた土地であること。

4 対象となる工事

◆ 急傾斜地の応急復旧工事（被災した急傾斜地の応急復旧として行う工事）

(1) 実施主体

被災した急傾斜地を有する土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）

(2) 工事の要件

当該急傾斜地における2次災害を防止するため、応急復旧として行う工事であって、以下の要件を満たす工事

- ・「当該急傾斜地を、被害を受ける前の状態に復旧する工事」又は「当該急傾斜地に起因して第三者に新たな被害を与えないために行う措置」
- ・事業費が100万円以上の工事
- ・土木工事に係る業の許可を受けた事業者が施工する工事

◆ 土砂撤去等工事（被災した急傾斜地の下方に隣接する住宅用地に流入した土砂を撤去する工事）

(1) 実施主体

- ・当該急傾斜地を有する土地の所有者等
- ・当該急傾斜地の下方に隣接する住宅用地の所有者等

(2) 工事の要件

- ・「土砂災害により流入した土砂等を撤去する工事」又は「新たな土砂流入を防止するため、当該住宅用地で行う工作物築造等の工事」
- ・事業費が20万円以上の工事
- ・土木工事に係る業の許可を受けた事業者が施工する工事

5 補助率 事業費の2/3

6 補助限度額

◆ 急傾斜地の応急復旧工事：300万円

◆ 土砂撤去等工事：200万円

7 申請及び事業完了の期限

(1) 申請期限

対象となる災害の発生した日から起算して12月が経過した日が属する月の末日

(2) 事業完了期限

- ・交付決定を受けた年度の2月末日
- ・但し、特段の理由により市長が認めた場合を除く。

8 その他

国、府又は市が実施する他の補助事業の適用を受けるときは対象としない。

亀岡市自治会活動支援金の支給について

◇支援金の目的

各自治会の地域活動における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を支援することによって、新型コロナウイルスと共存しながら地域活動を進めていただくとともに、中止や縮小を余儀なくされてきた地域活動を取り戻していただき、地域コミュニティの衰退を抑制することを目的に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要する経費を自治会活動支援金として支給する。

◇支援金の対象 各町自治会（23自治会）

◇支援金の総額 460万円（20万円×23自治会）

◇支援金の内容 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策支援

1自治会 20万円（上限）

⇒各自治会の地域活動を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要する経費などに活用。

（例）

- ・消毒液、マスク、飛沫防止板、非接触型温度計、空気清浄機等の購入経費
- ・換気扇設置、空調設備等の環境整備費